

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年6月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から40年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年5月1日まで

A社には、昭和39年1月21日から48年4月20日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社（B市）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記従業員名簿に記載されている給与額及び昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年6月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から40年4月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 21 日から同年 7 月 11 日まで
昭和 52 年 12 月 5 日から 55 年 7 月 10 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 21 日になっている。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成8年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、9年4月15日に清算手続きが終了していることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、同人の妻及び子は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当時の同僚一人の名前を挙げているものの、同人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人が退職した時期までは覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は4人であることが確認できるところ、このうち回答が得られた3人は、いずれも「申立期間中に申立人が勤務していたとする店舗に採用され、同店舗で勤務していたが、申立人の記憶は無い。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する昭和55年3月20日で

あることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から 48 年 10 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人が申立期間において勤務していた事業所を退職した約 1 年 2 か月後の昭和 49 年 12 月 25 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が 50 年 2 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているなど一連の事務処理に不自然さはない。
また、申立期間に係る事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 48 年 10 月 30 日）した後、平成 3 年 5 月 1 日に他の事業所において同保険の被保険者資格を取得するまで公的年金に加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4387 (事案 4069 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 6 日から 57 年 2 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

今回、自身の記憶を整理したところ、申立期間の勤務先は、A社を退職後、すぐに勤務したB社であったことを思い出した。B社には、昭和56年1月6日から勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は57年2月1日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和56年12月31日までA社に勤務していたと主張していたところ、当該申立てについて、i) 同社は、「申立期間に係る健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の届出資料によると、申立人は、昭和55年12月31日に退職したものと考えられる。」と回答しており、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書(事業主控)によると、申立人は、55年12月31日に同社を退職しており、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できること、ii) 雇用保険受給資格者証の写しによると、申立人は、同年12月31日に同社を退職した後、56年1月16日に求職の申込みを行い、待期期間及び給付制限期間の満了後、同年12月19日までの期間について求職者給付を受給していることが確認できること等を理由と

して、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間の勤務先は、A社を退職後、すぐに勤務したB社であったことを思い出した。B社には、昭和56年1月6日から勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は57年2月1日となっている。再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成10年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、「当時の資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。私は、厚生年金保険の取扱いについては分からず、申立人のことも知らない。」と回答しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる5人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会し、3人から回答が得られたところ、このうちの二人は、「申立人が現場の仕事をしていたことは記憶しているが、B社に入社した時期については分からない。」と述べており、別の一人は申立人を記憶していないことから、申立人の入社日を確認できる供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間中に求職者給付を受給していることが確認できる上、当該事業所における申立人の資格取得日は、昭和57年2月1日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。